

全国厚生労働関係部局長会議  
(厚生分科会) 資料

平成22年1月14日(木)

医薬食品局 食品安全部



5. その他	37
(1) カネミ油症について	37
(2) 森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力	38
(3) 食品の安全に関するリスクコミュニケーションの取組	39
(4) コーデックス委員会への対応	42
(5) 消費者庁の創設	45

(重 点 事 项)

## 1. 輸入食品の安全確保対策について（厚生労働省と都道府県等との連携）

### 従前の経緯

- 輸入食品の安全性の確保は、国民の関心が非常に高い極めて重要な課題となっている。  
このため、年度毎に「輸入食品監視指導計画」を定め、①輸出国段階、②輸入時の水際段階、③国内流通段階の3段階で対策を実施している。
- これらの対策が効果的に実施されるためには、国内で流通する食品及びその事業者に対する監視指導を実施する都道府県等と輸出国に対する二国間協議及び現地調査、輸入食品及びその事業者に対する輸入時の監視指導等を実施する厚生労働省との緊密な連携が重要である（食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針）。
- これを踏まえ、厚生労働省と都道府県等との間では、日常的に食品衛生法違反に該当する輸入食品等及び関連の食品の流通、検査等に関する情報を共有しつつ、回収等の措置の命令や営業の禁停止の命令を実施している。

## 今後の取組

- 平成22年度には、検疫所に配置される食品衛生監視員を15名増員して383名にするとともに、前年度の輸入時のモニタリング検査結果等を勘案して検査機器の整備及び検査項目等の見直しを行う。
- 引き続き、個別問題に係る輸出国との協議及び調査を行い、生産及び製造加工の段階における衛生対策の推進を要請するとともに、輸出国における対日輸出食品の安全管理の確認のため、現地調査を実施する。
- また、問題発生の未然防止の観点から、計画的に主要な輸出国の対日輸出食品の安全対策に関する情報の収集及び現地調査を実施する。
- なお、先般の日中首脳会談において、我が国が提案した、日中間における食品の安全性向上のため、担当閣僚間で定期協議を行うことなどを内容とする「日中食品安全推進イニシアティブ」を締結し、中国との食品安全管理体制強化に係る技術協力を実施し、食品安全分野における交流及び協力を推進することとしている。
- 平成22年度輸入食品監視指導計画案については、1月～2月の間にパブリックコメント手続を実施するとともに、1月25日及び28日にそれぞれ大阪及び東京で意見交換会を開催することとしている。

## 都道府県等に対する要請

- 輸入食品の安全確保対策に関する厚生労働省と都道府県等との連携については、次に掲げる3点をお願いします。
  - ① 国内で流通する輸入食品については、輸入食品監視指導計画のほか、厚生労働省ホームページに掲載された輸入者に対する検査命令に関する通知、食品衛生法違反に該当する食品に関する情報等を参考としつつ、監視指導を効率的に実施すること。  
また、WISHにおいて、輸入者毎の輸入、検査状況の確認が可能であるので、関係事業者の監視指導に活用すること。
  - ② 食品衛生法違反に該当する輸入食品を確認したときや、輸入食品を原因とする食中毒事案を確認したときは、輸入時の水際段階の検査や国内流通段階の監視指導が迅速に実施されるよう、直ちに厚生労働省及び関係の都道府県等に報告すること。
  - ③ 輸入時の水際段階の検査、海外情報等を通じて食品衛生法違反に該当するものと確認された輸入食品のうち、通関手続を経て国内で流通するものについては、関係の都道府県等において、回収等の措置を命令するなど、監視指導を適切に実施すること。

## 2. 食中毒対策について(重大な食中毒事案への対応)

### 従前の経緯

○ 平成20年1月に発生した中国産冷凍餃子による薬物中毒事案において、行政対応が遅れたことへの改善として、情報の集約・一元化による重大な食中毒事案（重篤患者の発生、広域／大規模発生等）の早期発見と被害拡大防止対策の強化を図るため、次の措置を講じてきたところ。

- ①平成20年4月、食中毒速報対象病因物質の見直し（食品衛生法施行規則一部改正）
- ②同年4月、事業者から保健所等への食品等に係る健康被害等に関する報告制度の導入（「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」一部改正）  
（注）当該ガイドラインは、都道府県等が営業の施設の公衆衛生上講ずべき措置に関して条例で必要な基準を定める（食品衛生法第50条第2項）に当たっての技術的助言である。

- ③平成21年4月、以下の対応を強化するため、食中毒被害情報管理室を設置
  - ・食品衛生法第58条の規定に基づき都道府県等から報告される全国の食中毒発生情報の集約と分析
  - ・広域、大規模食中毒発生時における都道府県等への必要な調査の要請
  - ・24時間、365日体制での緊急時対応
  - ・都道府県等、関係府省、試験研究機関等との情報共有と連携
  - ・食中毒防止対策に必要な情報の提供や原因物質不明食中毒の究明等の食中毒調査に関する調査研究
  - ・食品健康被害情報窓口を介した国民からの情報収集

○ 平成21年9月に、腸管出血性大腸菌O157感染症患者が広域かつ散発的に発生した事例については、感染症と食中毒の両面からの疫学調査が進められ、患者及び食材から分離された菌株の遺伝子検査等の結果から、複数の飲食チェーン店を原因施設として同年8月中旬から患者が発生していることが判明し、被害拡大防止の観点から、食品衛生部局と感染症担当部局との連携による早期の全容解明が求められた。

（注）事例1：16自治体、17店舗、患者数38名（溶血性尿毒症症候群発症1名）

事例2：7自治体、13店舗、患者数21名



## 今後の取組

- 平成21年度中に、都道府県等及び関係機関との間で食中毒調査に関連した情報の共有、感染症サーベイランスシステムとの連携等を行う食中毒関連情報提供機能、緊急時対応支援機能及び研修機能を一元化した食中毒調査支援システムを構築する（平成22年4月稼働予定）とともに、分子疫学的調査手法等に関する調査研究を推進することにより、食中毒調査の精度の向上と危機管理体制の整備を図ることとしている。

## 都道府県等に対する要請

- 事業者から保健所等への食品等に係る健康被害等に関する報告制度について、次に掲げる2点をお願いする。
  - ① 引き続き、保健所等においては、事業者に対し、食品等に係る健康被害に関する苦情を申し出た消費者が医療機関で診療を受けるように勧奨するとともに、消費者の苦情の集約及び解析のための体制を整備し、散発的に発生した2件以上の事案の共通性を探知したとき等には、速やかに保健所等に相談するよう、指導すること。
  - ② 営業施設の公衆衛生上講ずべき措置に関して必要な措置を定める条例を改正していない3自治体においては、早急に改正すること。
- 引き続き、保健所等においては、食品による健康被害情報の早期発見の観点から、通報を受ける可能性のある各地域の関係機関（医療機関、消費生活センター、地方農政局、警察等）との連携を図り、個々の事案について適切に対応すること。
- 腸管出血性大腸菌O157やノロウイルスなど、感染症と食中毒の両面からの疫学調査が求められる事案への初動においては、食中毒の早期発見と被害拡大防止の観点から、引き続き、次に掲げる2点をお願いする。
  - ① 平素より感染症発生動向等に留意の上、食品衛生部担当局と感染症担当部局との間で、医療機関からの報告において経口感染が疑われる事例等の情報を共有し、大量調理施設や飲食チェーン店の利用、広域流通品の喫食状況等を確認することにより、食中毒事案として対応する必要があるかないかを十分に検討すること。
  - ② チェーン店を原因とする広域発生が疑われる場合にあつては、本社を管轄する都道府県等を含め、患者、施設を管轄する関係都道府県等との間で情報共有を行うとともに、患者便や食材から分離される菌株を迅速に収集し、遺伝子解析手法を活用するなどにより、その全容把握に努めること。また、必要に応じて厚生労働省との情報共有と連携に努めること。

## (食品安全部の予算の概要)

## 1. 平成22年度食安全部予算（案）の概要

	(15,020)
平成22年度予算額	11,918百万円
	(15,057)
平成21年度予算案	11,908百万円
	(△37)
差引増減額	10百万円
	(99.8%)
対前年度比率	100.1%

※上段（ ）は他局計上分を含んだ数字である。

### ○ 主要事項（※他局計上分を含む）

#### 1 輸入食品等の安全確保策の強化

11,423百万円（11,835百万円）

##### (1) 輸入食品の監視体制等の強化

2,323百万円

(要旨)

我が国は食料自給率約4割の「食料輸入大国」であり、多種多様な食品が世界各国から輸入されている中、輸入食品の安全性の確保が強く求められていることから、輸入食品の過去の輸入実績、違反状況等を踏まえて策定した輸入食品監視指導計画に基づき検疫所が行うモニタリング検査を引き続き実施する。また、引き続き加工食品の残留農薬検査を強化するなど、検査体制の強化を行い、そのために必要な食品衛生監視員の増員を図るとともに、高度な検査機器の導入・整備を図る。

・モニタリング検査件数 83,409件 → 85,009件（1,600件増）

さらに、輸入食品に係る問題発生 of 未然防止に資するため、計画的に輸出国の安全対策に関する情報を収集し、現地査察により輸出国の衛生管理体制を調査・評価を行い、輸出国の衛生状態及び管理状態を確認し、事前に改善措置等を求めるなど、輸入食品の安全対策を強化する。

加えて、「業務・システム最適化計画」に基づく輸入食品監視支援システム（FAINS）の運用を行う。

## **(2) BSE対策など食肉の安全確保対策の推進**

**1, 633百万円**

(要 旨)

と畜場法に基づくBSE等の(21か月齢以上の牛、12か月齢以上のめん羊及び山羊)検査キットの整備に対する補助(補助率10/10)を引き続き行う。

また、と畜場が実施するピッシング中止関連設備の整備に対しても引き続き補助を行う。

さらに、米国及びカナダ産牛肉の対日輸出プログラムが確実に実施されていることを確認するため、定期的に日本向け輸出食肉処理施設等の査察を行う。

## **2 残留農薬、食品添加物、容器包装等の安全性の確保**

**1, 467百万円 (1, 567百万円)**

### **(1) 残留農薬等ポジティブリスト制度の着実な推進**

**553百万円**

(要 旨)

ポジティブリスト制度が施行されたことを踏まえ、制度の適正・円滑な実施を図るため、国際基準を参考に設定された758品目の基準値見直しをはじめ、引き続き、分析法の開発などを計画的に実施し、制度を着実に推進する。

### **(2) 食品添加物、食品用器具・容器包装等の安全性確認の計画的な推進**

**886百万円**

(要 旨)

指定時期が古い指定添加物等について、遺伝子組換え動物(トランスジェニック動物)を用いた試験などバイオテクノロジーの進歩を踏まえた毒性試験を活用しつつ、安全性の見直しを計画的に実施し、食品添加物等の安全性確保を推進する。

また、食品用器具・容器包装等に用いられる化学物質に関する規制について、国際的な動向を踏まえ、新しい技術の知見や技術進展などに基づく安全基準、試験方法を策定する。

- ・ 指定添加物等の安全性確認の実施等 **828百万円**
- ・ 食品用器具・容器包装等の試験法の開発等 **58百万円**

### **(3) 食品汚染物質の安全性検証の推進**

**28百万円**

(要 旨)

長期にわたる摂取により健康への影響が懸念される食品中の汚染物質のうち、カドミウム等の重金属について、各食品別の濃度や摂取量を調査し、精密な安全性の検証を行い、基準の策定、摂食指導等必要な対策を推進する。

### 3 新型インフルエンザ対策における検疫体制の強化

119百万円（ 0百万円）

（要 旨）

新型インフルエンザにかかる検疫所における水際対策をさらに充実強化するため、検疫所内外の応援者を対象とした検疫業務研修を実施し、即時の検疫強化に対応できる体制を確保するとともに、必要な検疫官の増員等を図る。

### 4 健康食品の安全性の確保等の推進

58百万円（ 69百万円）

#### （1）健康食品の安全性の確保等

44百万円

（要 旨）

健康被害を未然に防ぐため、食品成分について安全性試験や分析調査を行うとともに、発生時の迅速かつ適切な対応を図る。

#### （2）食品安全に関する情報提供や意見交換（リスクコミュニケーション）の推進

14百万円

（要 旨）

食品安全基本法、食品衛生法に基づき、国の責務として位置づけられているリスクコミュニケーション（消費者等との双方向の意見交換）について、消費者庁の設置等に伴う消費者の意識の高まりに対応するため、広く消費者等と意見・情報交換を行うなど、消費者の視点に立った事業の実施を推進する。

- ・消費者等との意見交換会、現地視察型意見交換会等の開催
- ・リスクコミュニケーション手法等の評価等（懇談会の開催等）
- ・食の安全施策に関する普及啓発

### 5 カネミ油症研究の推進

33百万円（ 36百万円）

・研究費については「6」に計上

（要 旨）

カネミ油症認定患者が多く在住する地域において油症に関する調査を実施するための調査方法等について検討するなど、油症研究を推進する。

## 6 食品の安全の確保に資する研究等の推進

1, 486百万円（1, 531百万円）

（要 旨）

先端技術を融合・応用した食品中の汚染物質等の検知法・分析法の開発、科学的根拠に基づいた安全性に関する調査研究、カネミ油症研究、食中毒等に関する研究など、食品の安全の確保に資する研究を推進する。

## 7 食品の危害情報の集約・管理分析の強化

56百万円（ 18百万円）

### 食中毒調査支援システムの運用

56百万円

（要 旨）

平成20年1月に発生した中国産冷凍ギョウザによる薬物中毒事案を踏まえ、再発防止の観点から、自治体から24時間365日報告される様々な食中毒事案や食品被害情報を集約・分析し、それら情報を自治体と共有するシステムを活用することにより、同一の食品による複数の有症苦情事案を早期に探知し、被害の拡大防止を図る。

## 8 羽田空港の再拡張に伴う検疫所の対応

377百万円（ 0百万円）

（要 旨）

羽田空港の再拡張（新滑走路及び新国際線ターミナルの整備）について、現在、平成22年10月（予定）の供用開始に向け整備が進められており、到着便数の急増に対応するため、東京空港検疫所支所の検疫官、食品衛生監視員等の増員を行い、検疫体制及び輸入食品監視体制の強化を図るとともに、新ターミナルへの事務所移転、輸入食品のモニタリング検査業務及び予防接種業務等に必要な機器等の整備を行う。

(連 絡 事 項)

## 1. 輸入食品の安全確保対策について

### (1) 輸入時の水際段階の検査

#### 従前の経緯

- 輸入時の水際段階では、多種多様な輸入食品を幅広く監視するため、年間計画に基づいてモニタリング検査を実施するとともに、モニタリング検査における違反の検出等に照らして違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品について、輸入の都度、輸入者に対して検査命令を実施している。

(注) モニタリング検査の件数は、食品群ごとや検査項目ごとに統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査件数を基本として設定される。

- 平成20年度には、約176万件の輸入届出の11.0%に相当する約19万件の検査(49,133件のモニタリング検査、49,294件の検査命令及び95,490件の指導検査等)を実施し、そのうち、1,150件を食品衛生法違反に該当するものと確認し、輸入者に対して廃棄、積戻し等の措置を求めた。
- 平成21年度上半期には、約90万件の輸入届出の12.0%に相当する約10万8千件の検査(24,200件のモニタリング検査、54,221件の検査命令及び29,969件の指導検査等)を実施し、そのうち、660件を食品衛生法違反に該当するものと確認し、輸入者に対して廃棄、積戻し等の措置を求めた。

#### 今後の取組

- 今後とも、厚生労働省としては、検疫所における人員の拡充や高度な検査機器の整備等を図ることとしている。具体的には、平成22年度には、検疫所に配置される食品衛生監視員を15名分増員して383名とするとともに、検疫所で実施されるモニタリング検査における残留農薬やおもちゃに係る試験項目の追加及び拡充を行い、実施件数を1,600件分引き上げて約85,000件とすることとしている。
- そのほか、輸入食品監視業務の効率化を図るため、輸入食品監視システムの利便性向上の実施や検疫所における輸入食品事前相談内容のコード管理化の推進を実施するとともに、輸入者等の依頼を受けた登録検査機関の検査が適切に実施されるよう、地方厚生局を通じた登録検査機関に対する指導監督の徹底に努めることとしている。



## (2) 輸出国段階の衛生対策

### 従前の経緯

- 輸出国における衛生対策の推進として、輸出国政府等に対し、違反原因の究明及び再発防止対策の確立を要請するとともに、二国間協議を通じて生産等の段階における衛生管理の実施、監視体制の強化、輸出前検査の実施等の推進を図っており、必要に応じて担当官を派遣して輸出国の衛生対策の調査等を実施している。
- なお、昨今の輸入食品に係る問題事案等を踏まえ策定した、「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）」に基づき、検疫所を通じて輸入者に対し、輸出国段階における自主的な衛生管理の徹底を指導している。
- 平成21年7月、輸入農産物の残留農薬の監視強化について、米国政府との合意に至り、我が国の残留農薬の検査強化に関する厚生労働省と米国政府関係機関との覚書に署名した。
- 同年10月、日中首脳会談において、鳩山総理より日中間における食品の安全性向上のため、担当閣僚間で定期協議を行うことなどを内容とする「日中食品安全推進イニシアティブ」を提案し、中国側から賛意が得られ、担当省庁間で具体的な内容について協議を実施した。
- 同年11月、日中韓保健大臣会合において、三国間の食品安全分野における交流及び協力を強化するための協議の仕組みの設立を内容とした覚書に署名した。

### 今後の取組

- 引き続き、個別問題が発生した際の事後的な二国間協議及び現地調査を通じた輸出国段階の衛生対策を検証するほか、問題発生未然防止を図るため、計画的に主要な輸出国段階の衛生管理体制に関する調査及び評価を推進することとしている。
- 先般の日中首脳会談において、我が国が提案した、日中間における食品の安全性向上のため、担当閣僚間で定期協議を行うことなどを内容とする「日中食品安全推進イニシアティブ」を締結するとともに、中国との食品安全管理体制強化に係る技術協力を実施し、食品安全分野における交流及び協力を推進することとしている。

## 2. 食品の安全確保対策について

### (1) 食品衛生法の規定に基づく監視指導

#### 従前の経緯

- 輸入時のモニタリング検査において、食品衛生法違反に該当する食品等が確認された場合には、事業者に対して回収等の措置をはじめとした監視指導を行うよう、従来より関係都道府県等に要請している。
- 特に、中国産の乳及び乳製品におけるメラミンの混入が中国で確認された事例に鑑み、平成20年9月以前の1年間に中国より輸入された乳及び乳製品を原材料とする加工食品については、メラミンに係る自主検査を検疫所を通じて輸入者に対し指導し、その結果、メラミンが検出された場合には、関係事業者に対して回収等の措置を命令するよう、関係の都道府県等に要請した。

#### 都道府県等に対する要請

- 引き続き、次に掲げる3点をお願いする。
  - ① 今後とも、食品衛生法違反に該当する食品等が国内で流通する場合には、事業者に対する回収等の措置の命令（食品衛生法第54条）を適切に運用すること。
  - ② あわせて、違反者の名称等の公表（食品衛生法第63条）についても、「食品衛生法第63条に基づく法違反者等の名称等の公表について」（平成18年5月29日付け食安発第0529004号）を踏まえて適切に対応すること。
  - ③ なお、事業者への回収等の指示及び事業者における回収状況等の概要については、速やかに報告すること。

## (2) 食中毒対策等

### イ ノロウイルスを原因とする食中毒

#### 従前の経緯

- 例年、12月から3月までの間を中心に、ノロウイルスを原因とする食中毒が多数発生しているため、次に掲げる措置を講じている。
  - ・ 平成18年12月、「ノロウイルスに関するQ&A」を改定して手洗いの励行、食品取扱時の汚染防止、糞便や吐物の適切な処理、食品の十分な加熱等の対策を重点的に記載し、その内容を関係機関に周知した。
  - ・ 平成19年9月、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食中毒部会が「ノロウイルス食中毒対策（提言）」を取りまとめたことを受けて、平成20年6月、「大量調理施設衛生管理マニュアル」を改定してノロウイルス対策を追加し、その内容を関係機関に周知した。

#### 今後の取組

- 今後とも、ノロウイルスの検知法、不活化法等に関する調査研究を実施することとしている。

#### 都道府県等に対する要請

- 引き続き、次に掲げる3点をお願いする。
  - ① ノロウイルスを原因とする胃腸炎については、食品を媒介とする感染のみならず食品を媒介としない感染も有り得るが、感染の経路に関する調査が十分ではない事案も見受けられる。このため、集団感染事案を探知したときは、食品衛生担当部局と感染症担当部局とが連携して感染の経路を特定するために必要な調査を適切に実施すること。
  - ② 平成19年、二枚貝をめぐる風評被害が指摘されたことも踏まえ、食中毒を公表するに当たっては、どのような感染の経路が想定されるか等を明らかにし、地域住民に対して正確な情報を提供すること。
  - ③ 「ノロウイルスに関するQ&A」や「ノロウイルス食中毒対策について（提言）」を参考に、事業者等に対しては予防法の周知及び発生防止対策等の衛生教育を充実するとともに、地域住民に対してはノロウイルスに関する正しい知識について情報提供すること。

## ロ 腸管出血性大腸菌やカンピロバクターを原因とする食中毒

### 従前の経緯

- 腸管出血性大腸菌0157による食中毒の発生を防止するため、従来よりと畜場・食肉処理場の衛生基準の強化、大量調理施設等に対する監視指導の強化、事業者や消費者に対する注意喚起、結着等の加工処理を行った食肉への表示基準改正等の措置を講じている。
- しかしながら、昨年9月、飲食チェーン店において、結着等の加工処理を行った食肉の加熱処理が不十分であったため、腸管出血性大腸菌0157食中毒事件が広域に発生した。
- カンピロバクターを原因とする食中毒については、主な要因は、生又は加熱不足の鶏肉、牛レバー等の摂取及び食肉から他の食品への二次汚染となっている。これを踏まえ、平成20年2月、「カンピロバクター食中毒予防について（Q&A）」を策定して関係機関に周知した。

（注）食品安全委員会は、鶏肉を始めとする畜産物中のカンピロバクタージェジュニ／コリに関する食品健康影響評価を実施した。

### 都道府県等に対する要請

- 引き続き、腸管出血性大腸菌やカンピロバクターを原因とする食中毒の発生を防止するため、次に掲げる2点をお願いする。
  - ① 飲食店、大量調理施設等における食肉に関する衛生管理の徹底など、事業者に対する監視指導を適切に実施すること。特に、結着等の加工処理を行った食肉を提供する飲食店に対し、有効な加熱調理の実施等を指導すること。
  - ② 地域住民に対し、食肉の加熱調理に際しては、十分に火を通すとともに、高齢者、乳幼児等の抵抗力に乏しい者に生又は加熱不足の食肉を摂取させないように、注意を喚起すること。

## ハ 食品保健総合情報処理システムの活用

### 従前の経緯

- 食品保健総合情報処理システムにおいては、食中毒の「散発的集団発生（diffuse outbreak）」の早期探知を通じて食中毒の発生の防止や食中毒被害の拡大の防止に資するよう、食中毒発生速報、食中毒事件票等の食中毒被害情報が各都道府県等より報告され、かつ、すべての都道府県等に提供されている。
- 平成20年1月に発生した中国産冷凍ギョウザによる薬物中毒事案を踏まえ、同年9月、化学物質を原因とする食中毒、患者がけいれん、麻痺等の症状を呈した食中毒等の特異な食中毒に関する強調表示を導入するなど、食品保健総合情報処理システムを改修した。

### 都道府県等に対する要請

- 引き続き、食品保健総合情報処理システムが十分に活用されるよう、次に掲げる2点をお願いします。
  - ① 食中毒を探知したときは、速やかに食品保健総合情報処理システムに入力すること。
  - ② 特に、食中毒が速報の対象と判明した場合には、直ちに、電話、ファクシミリ等で厚生労働省に連絡するとともに、食品保健総合情報処理システムに入力すること。  
その際には、原因と疑われる食品の内容、感染の経路等を可能な限り詳細に備考欄に記入すること。

## 二 食品衛生担当部局と感染症担当部局等との連携

### 従前の経緯

- ノロウイルス、腸管出血性大腸菌、井戸水等を原因とする食中毒は、食品衛生担当部局と感染症担当部局、水道担当部局等とが連携して対応することを必要とする。
- このため、「食中毒処理要領」（昭和39年7月13日付け環発第214号）等において、食中毒患者等が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（「感染症法」）で規定される疾病に罹患しているものと疑われる場合には、食品衛生担当部局が感染症担当部局との間で情報を共有して調査を実施するよう、都道府県等に要請している。

### 都道府県等に対する要請

- 引き続き、ノロウイルス、腸管出血性大腸菌、井戸水等を原因とする食中毒に適切に対応するため、次に掲げる2点をお願いする。
  - ① 食品衛生担当部局においては、感染症法の規定に基づいて把握された情報を感染症担当部局より入手し、食品が感染の経路と推定される事案や、一般に食品を媒介とする病原体（赤痢、コレラ、A型肝炎、E型肝炎等）によるものと疑われる事案について、食中毒として対応する必要があるかどうかを十分に検討すること。
  - ② 一般に食品を媒介とする病原体（赤痢、コレラ等）を検出したときは、食中毒の散発的集団発生との関連性の有無を確認するため、菌株を国立感染症研究所に送付すること。

## ホ 農薬等に係るポジティブリスト制度に関する監視指導

### 従前の経緯

- 農薬等に係るポジティブリスト制度については、「食品に残留する農薬等の監視指導に係る留意事項について」（平成18年5月29日付け食安監発第0529001号）で監視指導に関する留意事項を示している。

### 都道府県等に対する要請

- 引き続き、残留基準違反に該当する食品が国内で流通しないよう、事業者に対する監視指導を適切に実施するよう、お願いします。
- あわせて、残留基準違反に該当する食品の流通を確認したときは、農林水産担当部局と連携しつつ、事業者に対して回収等の措置を命令する（食品衛生法第54条）とともに、違反者の名称等の公表についても、「食品衛生法第63条に基づく法違反者等の名称等の公表について」（平成18年5月29日付け食安発第0529004号）を踏まえて適切に対応するよう、お願いします。

## へ 都道府県等の食品衛生検査施設における検査等の信頼性の確保

### 従前の経緯

- 都道府県等の食品衛生検査施設（※）における検査等については、その結果が食品としての流通の可否を判断する基礎となるため、その信頼性を確保することが求められる。

※地方衛生研究所や保健所などのこと

- 近年、都道府県等の食品衛生検査施設が検査データの誤認や公定法に適合しない検査の実施に起因して誤った検査成績書を発出したため、本来回収を必要としない食品が回収されるに至った事例も見受けられた。

### 都道府県等に対する要請

- 引き続き、「食品衛生検査施設における検査等の業務管理について」（平成20年7月9日付食安監発第0709004号）中の「食品衛生検査施設における検査等の業務管理要領」を踏まえ、収去に係る食品の現物及びロットを十分に確認するなど、都道府県等の食品衛生検査施設における検査等の信頼性の確保のために必要な措置を適切に講じるよう、願います。



### (3) 牛海綿状脳症（BSE）対策

#### イ 国内対策

##### a BSE検査

###### 従前の経緯

- BSE検査については、平成13年9月における国内初のBSE感染牛の確認を受けて、同年10月より、全頭検査を開始したが、平成17年5月における食品安全委員会の答申を踏まえ、同年8月より、対象を21ヶ月齢以上の牛に限定した。
- その際、消費者の不安を払拭し、現場の混乱を回避するため、都道府県等が自主的に実施する20ヶ月齢以下の牛を対象とするBSE検査についても、3年間の経過措置として国庫補助を継続し、平成20年7月末をもって終了した。

###### 今後の取組

- 平成22年度も、都道府県等が実施する21か月齢以上の牛を対象とするBSE検査に対する国庫補助を継続することとしている。

##### b 「特定危険部位（SRM）」の管理

###### 従前の経緯

- SRMの除去及び焼却（牛海綿状脳症対策特別措置法第7条第2項及び第3項並びにと畜場法施行規則第3条及び第7条）については、「食肉処理における特定部位管理要領（平成13年10月17日付け食発第308号）」を示している。

###### 都道府県等に対する要請

- 引き続き、SRMの除去及び焼却が確実に実施されるよう、農林水産担当部局と連携しつつ、と畜場に対する監視指導を適切に実施するよう、お願いする。

〈参考〉我が国による国際獣疫事務局（OIE）に対するBSEステータスの認定の申請

- 平成20年12月、農林水産省は、厚生労働省の協力を得て、我が国に係るBSEステータスの認定をOIEに申請した。
- 昨年5月に開催されたOIE総会において、我が国は「管理された（BSE）リスク国」に認定された。

## □ 輸入対策

### 従前の経緯

- BSE発生国等の牛肉（牛由来の原材料を使用する食品等を含む。）については、我が国の牛肉と同等の安全性が確認された場合（米国及びカナダ）を除き、輸入を禁止している。また、BSEの発生のリスクが低いものとされていたにもかかわらずBSEが発生した国も見受けられることを踏まえ、検疫所を通じて輸入者に対し、すべての国の牛に係るSRMの輸入を自粛するよう、指導している。
- 米国の牛肉については、検疫所における輸入時検査や米国の対日輸出認定施設に対する現地査察を通じ、米国における対日輸出プログラムの遵守状況を検証するとともに、その結果を公表している。また、平成20年4月、米国農務省によって発行された衛生証明書に記載されない1箱（せき柱を含むショートロイン）の混載が国内の加工施設で確認されたことを踏まえ、検疫所及び都道府県等を通じて輸入者に対し、米国産牛肉の対日輸出条件に違反する貨物を発見したときは、その旨を検疫所又は都道府県等に報告する（食品衛生法第28条）よう、求めている。

昨年10月の、衛生証明書に記載されていないせき柱を含むショートロインの混載については、本システムにより発見された事例である。

（注）米国産牛肉の対日輸出認定施設は、48箇所となっている（昨年12月時点）。

- 平成19年5月、国際獣疫事務局（OIE）が米国を「管理されたリスク国」と評価したことを受けて、同年6月、米国は、我が国に対し、OIE基準に準拠した米国産牛肉の対日輸出条件の見直し（月齢制限の撤廃等）を要請した。このため、同年6月及び8月、専門的・科学的見地で米国産牛肉の対日輸出条件の見直しを検討するための日米の実務担当者による技術的会合を開催した。

### 今後の取組

- 現在、日米技術会合の報告書について、米国より提供されたデータに対する評価も含め、日米共同で取りまとめ作業を進めている。
- いずれにせよ、厚生労働省としては、食品の安全性及び消費者の信頼の確保を大前提に、科学的知見に基づき、農林水産省と連携しつつ、適切に対応することとしている。

### 都道府県等へ対する要請

- 米国産牛肉の対日輸出条件に違反する貨物が国内で確認された場合には、輸入者等関係事業者に対する指導や厚生労働省に対する連絡を適切に実施するよう、お願いする。

## (4) 食肉等の対策

### イ 食肉対策

#### 従前の経緯

- 食肉の処理に際しての高度な衛生管理に資するよう、食肉処理時の微生物学的危害に関する国内外の文献を調査し、HACCPモデルの構築に必要な基礎データを収集して、データベース化を進めている。

#### 今後の取組

- と畜場における食肉の処理については、病原微生物による危害をコントロールする方法を確立し、標準的なHACCPモデルを示すこととしている。

## ロ 食鳥肉対策

### 従前の経緯

- 食鳥処理場における食鳥の処理については、カンピロバクター等の微生物による汚染を防止するため、平成18年3月、標準的なHACCPモデルを示した。

### 今後の取組

- 引き続き、鳥インフルエンザ対策の一環として、都道府県等に対し、食鳥処理場で食鳥検査を実施するに当たっては、鶏の出荷元が異状のない養鶏場である旨を確認するほか、鳥インフルエンザに感染した疑いがあると認められる鶏を対象とするスクリーニング検査を実施するよう、要請することとしている。

(注) 昨年11月、関係の都道府県等に簡易検査キットを配布した。

- あわせて、厚生労働省ホームページ等を通じて鳥インフルエンザ対策に関する正確な情報を提供することとしている。

### 都道府県等に対する要請

- 引き続き、次に掲げる3点をお願いする。
  - ・ 食鳥処理場の施設設備及び衛生管理に関する基準が遵守されるよう、食鳥処理場に対する監視指導を適切に実施すること。特に、食鳥検査員が常駐しない認定小規模食鳥処理場においては、従前、虚偽の処理羽数を報告した事例も見受けられたことを踏まえ、処理羽数、処理形態、食鳥処理衛生管理者の配置状況等に関する監視指導を厳正に実施すること。
  - ・ 食鳥検査を適切に実施すること。その際には、必要に応じた民間の獣医師の活用を含め、早朝等の時間外における弾力的な対応に配慮すること。
  - ・ 食鳥処理場、養鶏事業者等の関係者に対して鳥インフルエンザ対策に関する正確な情報を提供すること。

### 3. 食品に関する規格基準の策定等について

#### (1) 食品中の残留農薬等の対策

##### イ ポジティブリスト制度の円滑な実施

###### 従前の経緯

- 食品中に残留する農薬等（農薬、飼料添加物及び動物用医薬品）に係る「ポジティブリスト制度」（農薬等が一定の量を超えて残留する食品の流通を原則として禁止する制度）は、食品衛生法の平成15年改正で平成18年5月29日より施行された。
- 残留基準がポジティブリスト制度導入時に新たに設定された農薬等については、平成18年度以降計画的に食品健康影響評価を内閣府食品安全委員会に依頼し、その結果を踏まえ、順次、薬事・食品衛生審議会の審議を経て残留基準の見直しを進めている。  
（注）昨年末現在、累計で274件の農薬等に係る食品健康影響評価の依頼を完了。その結果を踏まえて残留基準を改正した農薬等は71件。そのほか、ポジティブリスト制度導入後に新規に残留基準を設定した農薬等（22件）も含めると、残留基準が設定された農薬等は、合計で819件。
- 水質汚染を防止する措置が適切に講じられたにもかかわらず農薬が魚介類に残留する事例も見受けられることを踏まえ、平成19年度食の安心・安全確保推進研究事業において、魚介類に係る残留基準の設定法を開発した。これに基づき、魚介類に残留するおそれがある農薬について、薬事・食品衛生審議会の審議を経て残留基準の設定を進めている。
- 国内における飼料自給率向上に向けた施策の展開に伴い、飼料として給与した稲わら等から畜産物に移行する可能性のある農薬について、国際機関等における評価手法を参考とし、薬事・食品衛生審議会の審議を経て畜産物への残留基準の設定を進めている。
- 残留基準が設定された農薬等については、国立医薬品食品衛生研究所を中心に地方衛生研究所等の協力を得て分析法を開発している。  
（注）昨年末現在、692件の農薬等に係る分析法を開発済み。

### 今後の取組

- 今後とも、残留基準がポジティブリスト制度導入時に暫定的に設定された農薬等について、順次、食品健康影響評価を食品安全委員会に依頼することとしている。
- あわせて、残留基準の設定された農薬等について、分析法の開発を推進するとともに、より迅速かつ効率的な検査技術の確立を目指すこととしている。その一環として、中国産冷凍餃子による薬物中毒事案も踏まえ、加工食品中の残留農薬等に係る分析法の開発に引き続き取り組むこととしている。

### 都道府県等に対する要請

- ポジティブリスト制度については、引き続き、円滑な実施に向けた普及啓発や監視指導をお願いします。

## □ 残留農薬等の一日摂取量実態調査の実施

### 従前の経緯

- 従来より、国民が日常の食事を通じてどの程度の残留農薬等を摂取しているかを把握するため、都道府県等の参画を得て、国民健康・栄養調査を基礎とするマーケット・バスケット調査方式による残留農薬等の一日摂取量実態調査を実施している。
- 平成21年度には、18箇所の都道府県等の参画を得た。

### 今後の取組

- 平成22年度にも、残留農薬等の一日摂取量実態調査を実施することとしている。

### 都道府県等に対する要請

- 残留農薬等の一日摂取量実態調査については、食品健康影響評価の基礎ともなる重要なものであるため、より多くの都道府県等の参画をお願いする。

## (2) 食品中の汚染物質等の対策

### イ 食品中のカドミウムに関する規格基準

#### 従前の経緯

- 食品中のカドミウムについては、食品安全委員会の食品健康影響評価を踏まえ、昨年10月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会での審議を経て、同年12月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において、
  - ① 米の規格規準の改正（玄米 1.0mg/kg未満→玄米及び精米 0.4mg/kg以下）
  - ② 関係府省と連携した農産物のカドミウム汚染低減対策及び含有実態調査の推進
  - ③ 関係府省と連携した消費者に対する情報提供等のリスク管理措置を行うことを決定した。
  
- 本件については、昨年説明会を開催（東京：11月12日、大阪：11月10日）するとともに、米の規格規準の改正について、パブリックコメントの募集（昨年11月10日～12月9日）及びWTO通報（昨年12月上旬～本年2月上旬）を行った。

#### 今後の取組

- 米の規格規準の改正については、本年度内を目途として告示し、平成23年1月の施行を予定している。
  
- また、引き続き、関係府省と連携し、農産物のカドミウム汚染低減対策及び含有実態調査の推進並びに消費者への情報提供に努めていくこととしている。

#### 都道府県等に対する要請

- 生産部局と連携し、改正基準の円滑な導入に向けた普及啓発及び監視指導をお願いする。



## ロ 食品中の総アフラトキシンに関する規格基準

### 従前の経緯

- 食品中の総アフラトキシンについては、食品安全委員会の食品健康影響評価を踏まえ、規格基準の設定等の必要なリスク管理措置を検討している。

### 今後の取組

- 今後、規格基準の設定等の必要なリスク管理措置について、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議することとしている。

## ハ 妊婦への魚介類の摂食と水銀に関する注意事項

### 現状等

- 魚介類中の水銀については、平成17年11月、「妊婦への魚介類の摂食と水銀に関する注意事項」を公表した。
- 我が国における食品を通じた水銀摂取量の平均は、食品安全委員会によって公表された妊婦を対象とする耐容量の6割程度であり、一般には、胎児に対する影響が懸念される状況にない。
- 妊婦等に対し、イルカ・クジラやマグロ類を含む魚介類の種類や量を示すことにより、魚食のメリットを活かしつつ、水銀の濃度が高い魚介類を多量に偏食することを避けるよう、求めている。

### 都道府県等に対する要請

- 引き続き、魚介類をめぐる風評被害が生じないように配慮しつつ、妊婦等に対する周知徹底をお願いする。
- あわせて、地域によっては、水銀の濃度が高い魚介類を常時多食する習慣も見受けられるため、地域の実情に応じて多食者に対する適正な食生活に関する指導をお願いする。

### (3) 食品添加物の対策

#### イ 食品添加物の指定

##### 従前の経緯

- 平成14年7月、食品添加物の規制に関する国際的な整合性を図るため、次のいずれにも該当する添加物（「国際汎用添加物」）100品目（香料54品目、香料以外46品目）について、安全性評価及び暴露量評価を実施し、食品添加物として指定する方向で検討する方針が薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会です承された。
  - ① 国連食糧農業機関（FAO）/世界保健機関（WHO）合同食品添加物専門家会議（JECFA）が国際的な安全性評価を実施して一定の範囲内で安全性を確認したこと。
  - ② 食品に使用することが米国、EU諸国等で国際的に広く認められていること。
  
- これを踏まえ、必要な資料が収集された品目について、順次、食品健康影響評価を食品安全委員会に依頼し、その結果を踏まえ、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会の審議を経て食品添加物として指定している。

（注）香料については、昨年末現在、54品目中、イソブタノール等20品目を指定済み。香料以外の添加物については、昨年末現在、46品目中、ポリソルベート類、加工デンプン等26品目を指定済み。
  
- 事業者等の要請に基づく食品添加物の指定等については、「食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針」（平成8年3月22日衛化第29号）に沿って対応している。

（注）昨年12月現在、プロテイングルタミンナーゼ、5-メチルテトラヒドロ葉酸カルシウム等9品目について、食品健康影響評価を食品安全委員会に依頼中。

##### 今後の取組

- 今後とも、食品安全委員会の食品健康影響評価の結果を踏まえ、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会の審議を通じて食品添加物の指定を検討することとしている。

## □ 既存添加物の安全性及び使用実態の確認

### 従前の経緯

- 食品添加物の指定については、食品衛生法の平成7年改正を経て、平成8年5月より、従来、化学的合成品に限定されていた指定の対象を天然品に拡大する（食品衛生法第10条）とともに、経過措置として既存添加物名簿に記載された添加物等を流通禁止の対象より除外した（食品衛生法平成7年改正附則第2条及び第3条）。その際の参議院厚生労働委員会及び衆議院厚生労働委員会の附帯決議（平成7年4月25日及び5月17日）は、既存の天然添加物について、速やかに安全性の見直しを行い、有害性が実証された場合には、使用禁止等の必要な措置を講じるよう、求めている。
- その後、食品衛生法の平成15年改正を経て、平成16年2月より、既存添加物名簿に記載された添加物について、次のいずれかに該当するときは、既存添加物名簿より削除することができることとされた（食品衛生法平成7年改正附則第2条の2及び第2条の3）。
  - ① 人の健康を損なうおそれがあると認めるとき
  - ② 現に販売の用に供されていないと認められるとき
- これらを踏まえ、既存添加物については、順次、安全性及び使用実態を確認し、必要に応じて既存添加物名簿より削除している。現在、3回目の削除を行うべく、使用実態が明らかでない125品目の既存添加物について、削除に向けた検討を開始した。

（注）平成8年4月に既存添加物名簿に記載された添加物は489品目。これらのうち、平成8年度厚生科学研究「既存天然添加物の安全性評価に関する調査研究」において、改めて安全性の確認が必要とされたものは139品目。そのうち、昨年12月末現在、104品目について安全性の確認を終了。

既存添加物名簿より削除された添加物は、昨年12月末現在、71品目。具体的には、平成16年2月に使用実態を欠くものとして既存添加物名簿より削除された添加物38品目、同年7月に安全性を欠くものとして既存添加物名簿より削除された添加物1品目、平成19年9月に使用実態を欠くものとして既存添加物名簿より削除された添加物32品目。
- あわせて、安全性及び品質を確保するため、成分規格を設定する作業を進めている。

（注）既存添加物については、平成11年4月に公示された第7版食品添加物公定書で60品目に係る60件の成分規格を、平成19年8月に公示された第8版食品添加物公定書で61品目に係る63件の成分規格を収載。

## 今後の取組

- 都道府県等の協力を得て実施した使用実態調査の結果を踏まえ、平成21年度中に消除予定添加物名簿を公示し、6か月間の訂正申し出期間（法定）の後、公示の日から1年以内に消除する予定である。
- 既存添加物の成分規格の設定についても引き続き進めることとしている。

## ハ 第9版食品添加物公定書の作成

### 従前の経緯

- 食品添加物公定書については、平成19年8月に第8版が策定され、昨年7月に英語版を作成した。

(注) 食品添加物公定書とは、食品衛生法第11条第1項の規定により基準又は規格が定められた添加物及び第19条第1項の規定により基準が定められた添加物につき、その当該基準及び規格を収載するものとして、食品衛生法第21条に定められたものである。

### 今後の取組

- 第9版食品添加物公定書の策定に向け、平成22年度に検討会を立ち上げることを予定している。

## 二 食品添加物の一日摂取量実態調査の実施

### 従前の経緯

- 従来より、都道府県等の参画を得て、国民健康・栄養調査を基礎とするマーケット・バスケット調査方式による食品添加物の一日摂取量実態調査を実施している。
- その結果によると、食品添加物の摂取量については、食品添加物の安全性の確保を通じた国民の健康の保護という観点に照らし、問題がないものと認められる。

### 今後の取組

- 平成22年度にも、食品添加物の一日摂取量実態調査を実施することとしている。

### 都道府県等に対する要請

- 引き続き、食品添加物の一日摂取量実態調査に対する都道府県等の参画をお願いする。

#### (4) 器具・容器包装、おもちゃ等の対策

##### 従前の経緯

- 食品用の容器等に使用されるビスフェノールAについては、近年、有害な影響がないものとされていた用量よりも極めて低い用量の曝露を受けた動物の胎児や産仔に対する影響を確認したとする動物実験の結果が国内外で報告されている。これを踏まえ、慎重を期するため、平成20年7月、食品健康影響評価を食品安全委員会に依頼し、現在同委員会において審議中である。あわせて、消費者に対しては、妊婦や乳幼児の保護者のための食生活や授乳に関するアドバイスを含め、正確な理解のためのQ&Aを適宜更新しながら、厚生労働省ホームページで公表している。
- フタル酸エステル類のおもちゃ、器具・容器包装に対する使用規制については、欧米との整合性等を図る観点から見直しを進めており、昨年6月に薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会において審議結果がとりまとめられた。このうち、おもちゃに係る規制の見直しについては、昨年10月にパブリックコメントを実施した。また、器具・容器包装に係る規制の見直しについては、昨年12月に食品健康影響評価を食品安全委員会に依頼した。
- 合成樹脂製の器具・容器包装に使用される化学物質については、欧米諸国で導入されたポジティブリスト制度が事実上の国際標準となりつつある。このため、国際的整合性を勘案しつつ、規制の在り方を検討するため、今年度、化学物質の使用実態や毒性データ等の基礎的な情報の収集を実施中。

##### 今後の取組

- 食品用の容器等に使用されるビスフェノールAについては、今後、食品安全委員会の評価結果に基づき、必要な対応を行うこととしている。
- フタル酸エステル類にかかる使用規制の見直しに関しては、おもちゃについては、今後、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会における審議を経たのち、同分科会において審議を行う予定。また、器具・容器包装については、食品安全委員会における評価結果を踏まえて、必要な対応を行うこととしている。
- 合成樹脂製の器具・容器包装に使用される化学物質については、引き続き使用実態や毒性データ等のほか、欧米諸国の規制実態等も含め、基礎的な情報の収集に取り組む。収集した情報を踏まえ、規制の国際整合化も勘案しつつ、制度の見直しに関する検討に着手する。

## 都道府県等に対する要請

- 食品用の容器等に使用されるビスフェノールAについては、厚生労働省ホームページに掲載されたQ&A等も活用しつつ、消費者に対する正確な情報の提供をお願いする。



#### 4. 健康食品の安全性確保について

##### 従前の経緯

- 平成20年7月、「健康食品」の安全性確保に関する検討会」の報告書が取りまとめられ、一般に飲食の用に供されなかったものなど、様々な食品が「健康食品」として流通する中で、消費者に供給される「健康食品」の安全性の向上を図るため、次に掲げる取組みが必要とされた。
  - ① 製造段階における具体的な方策（原材料の安全性の確保及び製造工程管理（GMP）による安全性の確保）
  - ② 健康被害情報の収集・処理体制の強化
  - ③ 消費者に対する普及啓発
  
- 製造工程管理（GMP）による安全性の確保については、「錠剤、カプセル状等食品の適正な製造に係る基本的な考え方について」（平成17年2月1日付け食安発第0210003号食品安全部長通知別添）に沿って、事業者団体によって自主的に運営される認証機関が事業者に対する食品単位の認証を実施している。また、健康被害情報の収集・処理体制の強化については、「健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対策要領」（平成14年10月4日付け医薬発第1004001号医薬局長通知別添）に基づき、「健康食品」を原因とする健康被害事案を把握したときは、厚生労働省に報告するよう、都道府県等や医療機関にお願いしている。
  
- 「健康食品」の原材料の安全性確保については、「錠剤、カプセル状等食品の原材料の安全性に関する自主点検ガイドライン」（平成17年2月1日付け食安発第0201003号食品安全部長通知別添）を示し、事業者による自主的な取り組みを促している。

## 今後の取組

- 原材料の安全性の確保については、平成21年9月、学識経験者、健康食品関係事業者、消費者代表等を中心として健康食品認証制度協議会が設立され、今後、認証機関の認定、認証機関による製品毎の第三者認証制度の運用が開始される予定。
- 高濃度にジアシルグリセロールを含む食品（いわゆるエコナ関連製品）については、現在、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼中であり、評価に必要な補足資料の提出を求められているところであり、当該評価が速やかに実施されるよう補足資料の早期提出に向け、引き続き適切に対応していく。

## 都道府県等に対する要請

- 「健康食品」担当部局においては、上述の「健康被害防止対策要領」に基づき、医薬品担当部局等と連携しつつ、「健康食品」を原因とする健康被害事案を早期に把握して迅速に厚生労働省に報告するよう、引き続きお願いする。  
また、原材料の安全性確保についても、引き続き上述の「自主点検ガイドライン」を活用し、事業者への指導方をお願いする。

## 5. その他

### (1) カネミ油症について

#### 従前の経緯

- カネミ油症については、平成20年度に、油症患者を対象として健康実態調査を実施し、現在の健康状態、病歴、治療歴、家族等に関するデータを収集したところである。
- その調査結果を基に、油症研究の加速的推進に資するための解析を行うため、昨年7月に「油症患者健康実態調査の解析に関する懇談会」を設置し、これまでに2回開催したところである。

#### 今後の取組

- 上記懇談会を年度内に2回程度開催し、認定患者の状況等について解析を行い、報告書を取りまとめることとしている。
- また、引き続き、全国油症治療研究班において、患者に対する追跡調査など、油症の診断及び治療に関する研究を実施することとしている。
- なお、新たに得られた科学的・医学的知見については、国内外に対する広報及び認定患者のかかりつけの先生等に対する周知を図ることとしている。

#### 都道府県等に対する要請

- 健康実態調査の協力者に対し、懇談会が取りまとめる報告書の送付をお願いする。
- 全国油症治療研究班が患者に対する追跡調査を実施するに当たっては、引き続き、全国11箇所の都府縣市を中心に、患者を対象とする検診の実施をお願いする。
- 居住地の移転に関する認定患者の連絡を受けたときは、認定患者の同意を得た上で、連絡方法に関する認定患者の希望など、必要な情報を関係の都道府県に提供するよう、お願いする。

## (2) 森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力

### 従前の取組

- 「三者会談確認書」(昭和48年12月23日)に基づき、「(財)ひかり協会の行う事業に対する協力について(依頼)」(平成21年4月1日食安企発第0401001号食品安全部企画情報課長通知)等により、「(財)ひかり協会が実施する森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力を都道府県等に要請している。
- 昨年8月、「(財)ひかり協会が厚生労働省の推薦を受けて発行する「保健・医療・福祉・労働などの市町村の行政協力について」と題するパンフレットを改定して都道府県等に配布した。
- 昨年11月、「平成21年度森永ミルク中毒事件関係都道府県市担当係長会議」を開催した。

### 今後の取組

- 引き続き、「三者会談確認書」に基づき、「森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会」等と協議しつつ、「(財)ひかり協会が実施する森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力を都道府県等に要請することとしている。その際には、必要に応じて関係通知を改正する等の措置を講じることとしている。

### 都道府県等に対する要請

- (財)ひかり協会が実施する森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力については、引き続き、次に掲げる3点をお願いする。
  - ① 窓口担当部局において、保健医療、障害福祉等を担当する部局のほか、都道府県労働局、市町村、保健所等の関係行政機関との連絡調整を図るための会議を定期的に行うこと。
  - ② (財)ひかり協会が開催する関係者間の連絡調整を図るための会議(地域救済対策委員会等)に対する出席の要請を受けたときは、可能な限り対応すること。
  - ③ 「森永ミルク中毒事件関係都道府県市担当係長会議」等を通じた厚生労働省から都道府県等への伝達の内容については、市町村等に対する周知を徹底すること。

### (3) 食品の安全に関するリスクコミュニケーションの取組

#### 従前の経緯

- リスクコミュニケーションとは、リスク分析の手法の重要な一要素としての関係者相互間の情報及び意見の交換をいう（食品安全基本法第13条、食品衛生法第64条及び第65条等参照）。
- 厚生労働省においては、関係府省と連携しつつ、食品の安全に関するリスクコミュニケーションを推進している。
- 具体的には、添加物、輸入食品、カドミウム等に関する意見交換会の開催を始め、ホームページの充実、パンフレット等の作成、消費者団体や事業者団体との交流等に取り組んでいる。
- そのほか、都道府県等が開催する意見交換会に対しても、可能な限り講師やパネリストの派遣等を通じて協力している。

#### 今後の取組

- 今後とも、意見交換会の開催等に積極的に取り組むこととしている。
- あわせて、「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」（平成18年11月食品安全委員会）も踏まえ、リスクコミュニケーションが一層効果的なものとなるよう、リスクコミュニケーションの手法の改善に努めることとしている。

#### 都道府県等に対する要請

- 厚生労働省が開催する意見交換会に対する関係都道府県等の多大な協力に改めて御礼を申し上げる。各都道府県等においても、食品安全基本法や食品衛生法の規定の趣旨を踏まえ、地域住民に対するリスクコミュニケーションを一層推進するよう、願います。（厚生労働省としても、引き続き、可能な限り講師やパネリストの派遣等を通じて協力することとしている。）

# リスクコミュニケーションの導入

BSE問題に関する調査検討委員会報告（平成14年4月2日BSE問題に関する調査検討委員会報告）  
⇒ 消費者とのリスクコミュニケーションを重視

今後の食品安全行政のあり方について（平成14年6月11日食品安全行政に関する関係閣僚会議）  
⇒ リスクコミュニケーション  
・ 食品の安全性に関する情報の公開  
・ 消費者等の関係者が意見を表明する機会の確保

## 食品衛生法の平成15年改正（第64・65条関係）

### 1. 基準設定等に際しての国民・住民からの意見聴取（第64条）

厚生労働大臣は規格・基準の策定等において、  
都道府県知事等は監視指導計画の策定等において、  
必要な事項を公表し、広く国民又は住民の意見を求めなければならない。

### 2. 国民・住民からの定期的な意見聴取（第65条）

厚生労働大臣及び都道府県知事等は、  
食品衛生に関する施策の実施状況を公表し、  
当該施策について広く国民又は住民の意見を求めなければならない。



# 食品の安全に関するリスクコミュニケーション

## リスク分析手法の導入

○リスク分析とは、**消費者の健康の保護**を目的として、国民やある集団が危害にさらされる可能性がある場合、事故の後始末ではなく、**可能な範囲で事故を未然に防ぎリスクを最小限にする**ためのプロセス

○リスクとは、食品中に危害(有害化学物質、微生物等)が存在する結果として生じる**健康への悪影響の確率とその程度の関数**

○リスクコミュニケーションとは、リスク分析の全過程を通じたリスクの評価者、リスクの管理者、消費者、事業者、学界その他関心を有する者の間の**リスクとリスクに関する要因、リスクの捉え方についての情報、意見の双方向の交換**

リスク評価結果やリスク管理措置の基本的な説明を含む

## リスクコミュニケーションの取組

○意見交換会の開催

○食品の安全確保の取組をまとめたホームページ「**食品安全情報**」による情報発信  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/index.html>

○パンフレット等による情報発信

○既存の取組の着実な実施

・規制の設定又は改廃に係る意見提出手続(いわゆるパブリック・コメント)や審議会の公開、情報公開など



#### (4) コーデックス委員会への対応

##### 経緯

- コーデックス委員会は、昭和38（1963）年に国連食糧農業機関（FAO）及び世界保健機関（WHO）によって合同で設立された国際機関であり、消費者の健康を保護するとともに、食品の公正な取引を確保するため、国際貿易上重要な食品の安全及び品質の基準などを策定している。コーデックス委員会には、平成21（2009）年12月現在、182カ国及び1機関（EC）が加盟している。現在コーデックス委員会には、総会、執行委員会、一般問題部会（10部会）、個別食品部会（11部会）、特別部会（1部会）と地域調整部会（6部会）が置かれている。
- 我が国がコーデックス委員会に加盟したのは、昭和41（1966）年である。コーデックス委員会によって策定される食品規格は、我が国における食品のリスク管理にも大きな影響を及ぼすため、厚生労働省としても、関係府省を始めとする関係機関と連携しつつ、主体的に参画している。
- 日本は、食品の安全について横断的に議論する一般問題部会（残留農薬部会、食品汚染物質部会等）に継続的に参画し、日本の実態が反映されるように取り組んできた。特に、平成12（2000）年から平成19（2007）年まで「バイオテクノロジー応用食品特別部会」の議長国を務めて、遺伝子組換え植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン等の作成に貢献した。
- 平成20（2008）年及び平成21（2009）年には「食品衛生部会 海産食品におけるビブリオ属菌の管理に対する食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン」作成のための作業部会の座長国を務め、これらの文書は第33回総会（平成22（2010）年7月）に最終採択を諮ることとなっている。さらに、平成22（2010）年5月には、「食品中の微生物規格設定及び適用のための原則」を改訂する作業部会の開催を予定している。
- 平成21（2009）年7月に開催された第32回総会で、日本はコーデックス委員会の運営方針等を議論する執行委員会のアジア地域代表として平成19（2007）年に引き続き再選出された。



- 厚生労働省は、農林水産省と共同で、「コーデックス連絡協議会」を開催し、コーデックス委員会の活動や我が国の取り組みについて、国内の消費者をはじめとする関係者に対して情報提供し、意見を聴取している。

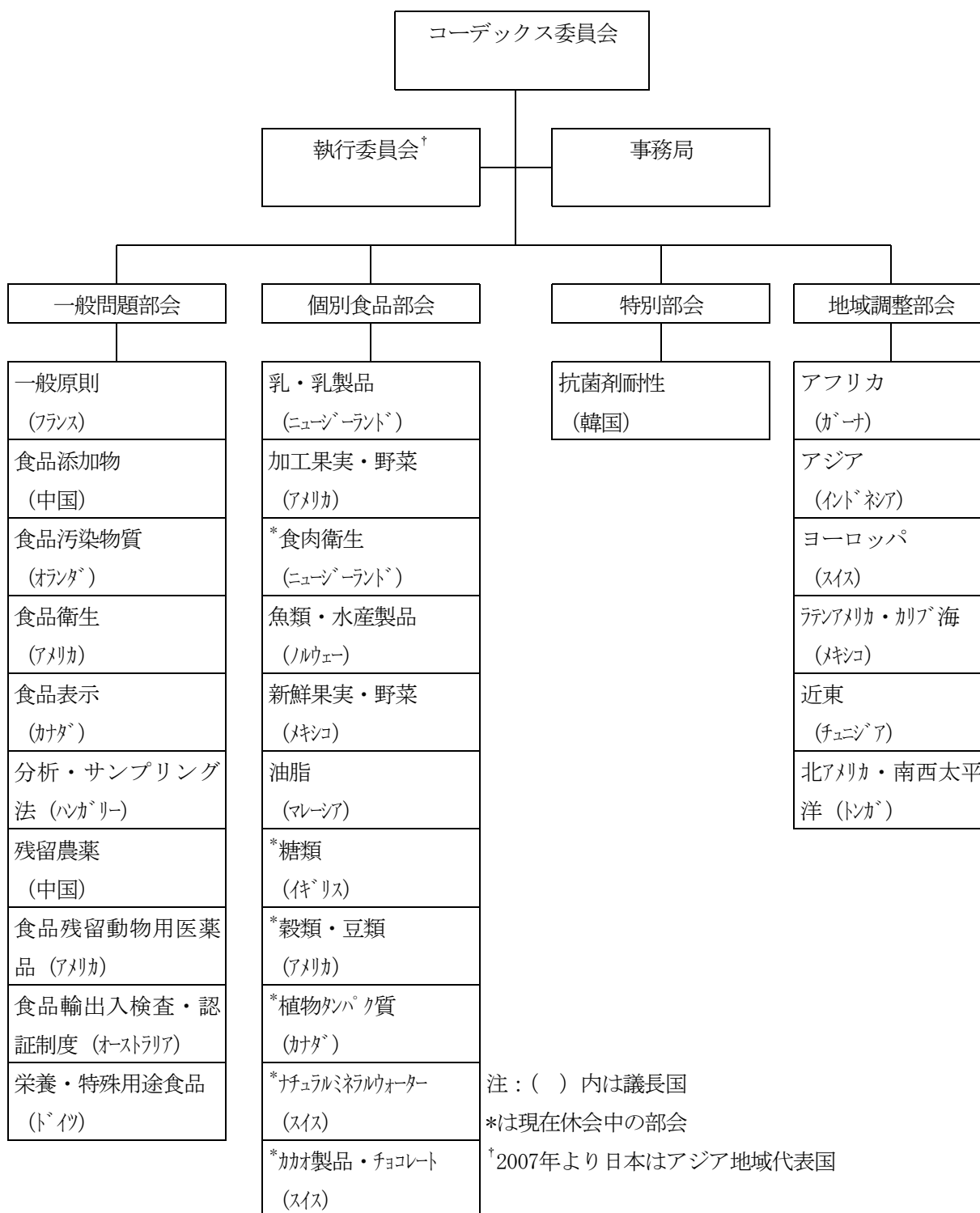
#### 今後の取組

- 食品の安全に関連するコーデックス文書に我が国の意見が十分に反映されるよう、今後ともコーデックス委員会に主体的に参画する。
- 厚生労働省のホームページを通じたコーデックス委員会の活動の情報提供を、より一層充実させる。

#### 都道府県等に対する要請

- 我が国における食品の安全に関する意見をコーデックス委員会において策定される食品規格に十分に反映させるに際し、都道府県等における食品の安全に関するデータや食中毒情報等が必要となる場合もあるため、その際には、都道府県等の御協力をお願いする。

## コーデックス委員会組織図



## (5) 消費者庁の創設

### 従前の経緯

- 「消費者行政推進基本計画」(平成20年6月27日閣議決定)において、「消費者を主役とする政府の舵取り役」となる消費者庁を内閣府の外局として創設し、
  - ① 消費者に身近な問題を取り扱う法律について、消費者庁に移管・共管する
  - ② 事故情報の報告・公表、食品表示、消費者信用等の分野において、横断的な体系化に取り組むものとされた。
  
- これを受け、平成20年9月、消費者庁関連3法案が第170回臨時国会へ提出され、昨年5月、第171回通常国会にて修正(※)を経て全会一致で可決・成立し、関係政省令の公布の後、同年9月、消費者庁が創設された。
  - (※) 法案で消費者庁に設置することとされていた「消費者政策委員会」について、消費者庁から独立して内閣府に設置される「消費者委員会」とするよう、修正。
  
- 消費者庁関連3法(「消費者庁及び消費者委員会設置法」、「消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関連法律の整備に関する法律」、「消費者安全法」)の施行により、厚生労働省関係では、
  - ・ 食品衛生法の規定に基づく食品等の表示等に関する事務
  - ・ 健康増進法の規定に基づく特別用途表示、栄養表示基準等に関する事務等が消費者庁へ移管された。
  - (注) 食品衛生法及び健康増進法の規定に基づくその他の事務は、引き続き厚生労働省の所管である。
  
- また、消費者庁関連3法の一つである消費者安全法に基づき、行政機関の長等は、消費者事故等を内閣総理大臣に通知することとされている。

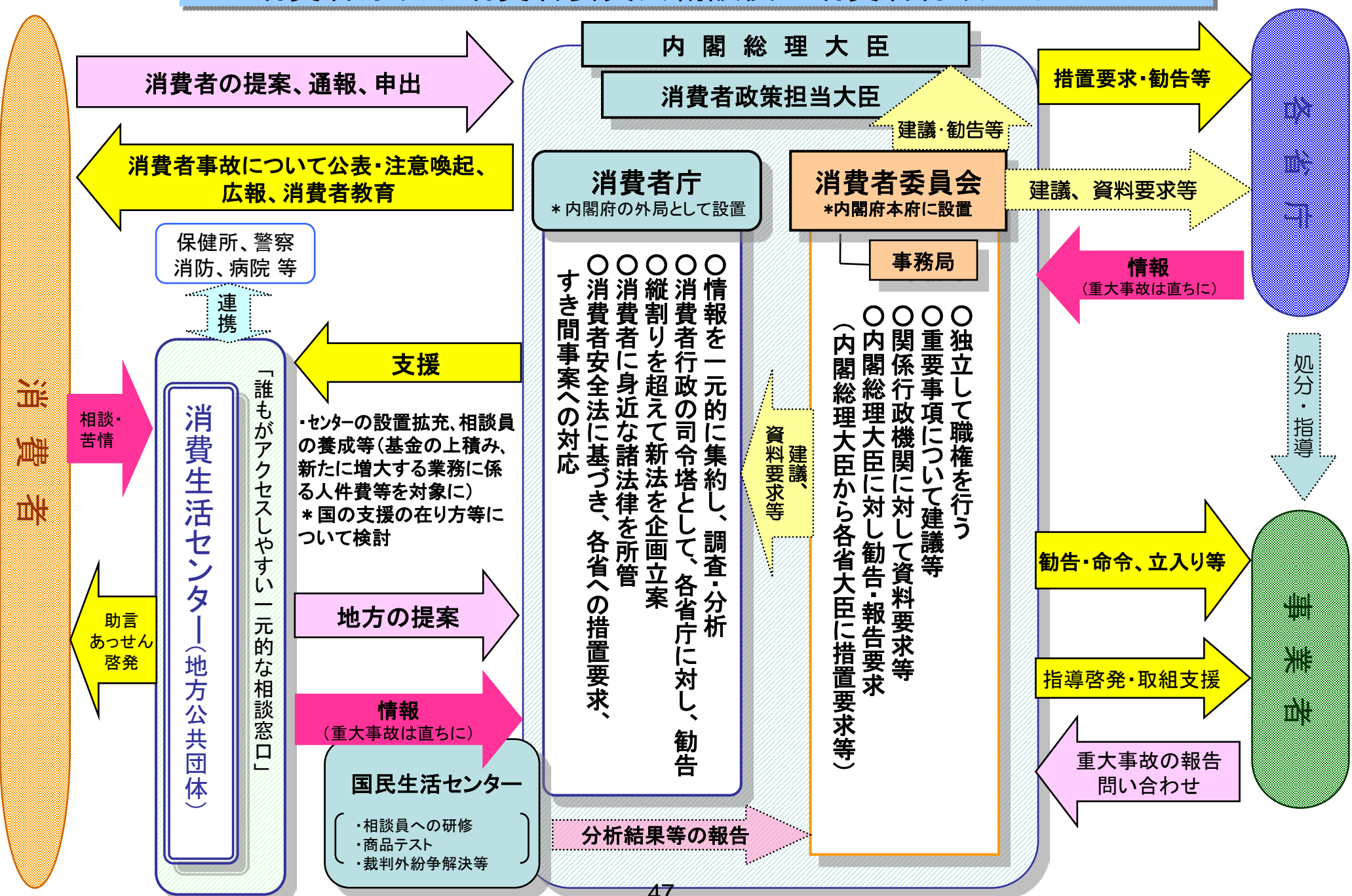
### 今後の取組

- 消費者庁関連3法の施行により、上記事務の移管のほか、消費者庁が所管する食品等の表示基準及び厚生労働省が所管する食品、添加物等の規格基準をそれぞれ策定するに当たっては、あらかじめ、互いへの協議が必要となるなど互いに所管する事務に関する協議が求められていることもあることから、厚生労働省としても、消費者庁と連携しながら、消費者や生活者の視点に立った食品安全行政を推進していくこととしている。

## 都道府県等に対する要請

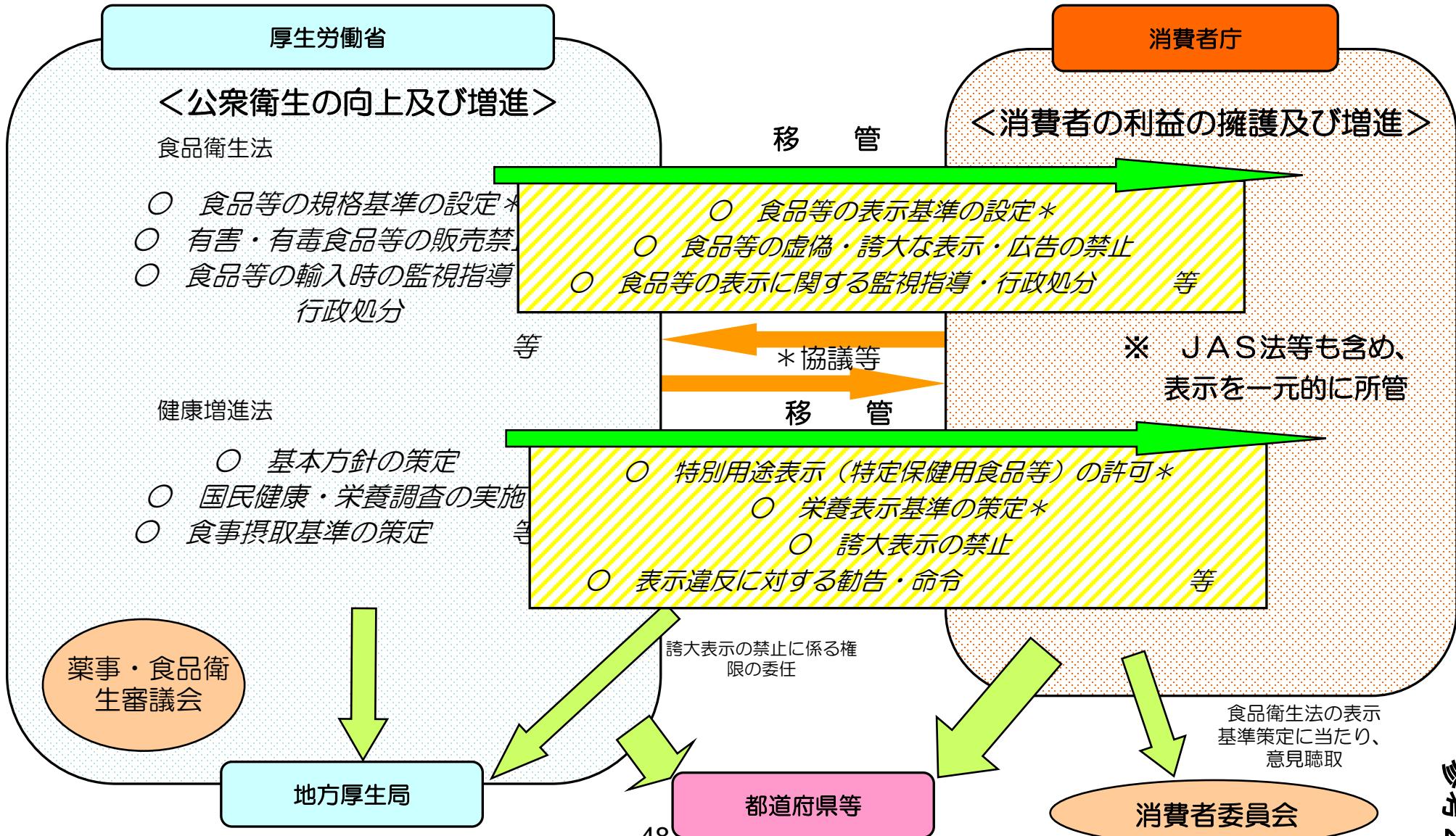
- 「消費者庁及び消費者委員会の発足に伴う食中毒患者等の発生等に関する情報の報告について（依頼）」（平成21年8月26日付け食安監発0826第1号）に基づき、食中毒事案や食品衛生法に違反する食品等に関する情報について、厚生労働省への報告をお願いしているところであるが、食品衛生法第58条第5項の規定に基づき食中毒患者等を報告する事案であって、違反者の名称等を公表するものについて、速やかな連絡がされていない事例が一部見受けられることから、改めて当該通知に基づく対応の徹底をお願いします。

# 消費者庁及び消費者委員会創設後の消費者行政のイメージ

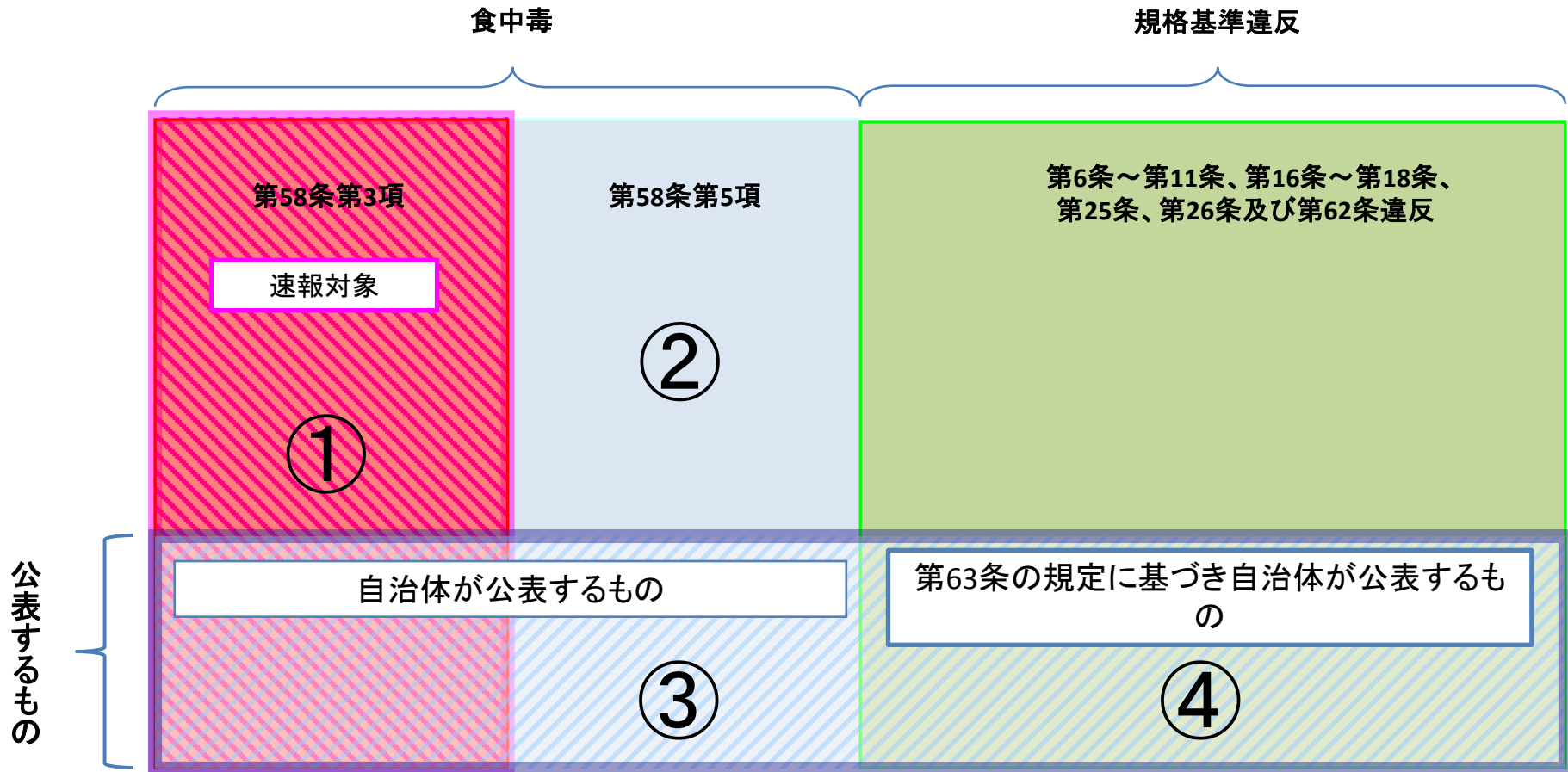


# 消費者庁の設置に伴う食品衛生法及び健康増進法の一部改正の概要

- 食品等の表示（食品衛生法）及び特定保健用食品等（健康増進法）を消費者庁に移管。



# 食品衛生法における消費者事故等の消費者庁への通知



- ① 都道府県等→厚生労働省(→消費者庁)
  - ・速報対象事案
- ② 都道府県等→厚生労働省
  - ・報告対象事案

- ③ 都道府県等→厚生労働省(→消費者庁)
  - ・報告対象事案
  - ・速報対象ではないが、都道府県等において公表するもの。
- ④ 都道府県等→消費者庁
  - 法の規格基準に違反し、都道府県等において公表する事案